

歳末地域たすけあい募金の税制優遇措置について

歳末地域たすけあい募金は税控除の対象となります

〈個人の募金〉

所得税および住民税に寄付金税額控除ができます。

■所得税■

※①②から一つをお選びください。

①所得税控除 寄付金額(年間所得の40%が限度)－2,000円

②税控除 (寄付金額－2,000円)×40%

■住民税■

住民税控除 {寄付金額(年間所得の30%が限度)－2,000円}×10%

※個人住民税の控除を希望される方は千代田区社会福祉協議会までご連絡ください。

〈法人の募金〉

株式会社などの法人の寄付は、法人税の算出に当たり寄付金を「全額損金」にすることができます。

[お問い合わせ]

社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会

〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-6-10 かがやきプラザ 4階

[☎03-3265-1901](tel:03-3265-1901) [✉engo@chiyoda-cosw.jp](mailto:engo@chiyoda-cosw.jp)

担当：総務課 援護係 黒田・萩原